

道路占用と道路使用(その2)

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

ご相談のあった、添加看板による案内と宣伝カーの走行、それと路面の道路標示の取扱いについては以上です。

〇〇町職員

ありがとうございます。

(打合せ室から出てくる。)

大野係員

あつ、お疲れさまです。

坂上係員

一二月に予定している町政施行一〇〇周年記念イベントの一環として看板とかを設置したか
つたみたいね。

大野係員

是非参加しなきゃ。お祭りとかイベント大好きなんですよ。

坂上係員

はいはい、その前に課長からの宿題を片づけちゃいませよ。まず、道路使用許可の根拠規定は？

大野係員

道路交通法第七十七条第一項では、道路での工事・作業、露店や屋台の出店、祭礼行事やロケ等を行おうとする者は所轄警察署長の許可を受けなければならないとされていますね。

坂上係員

道路占用との違いについて何か気付いた？

大野係員

「道路占用」は、道路法に定められている一定の「工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする事」(道路法第三十二条第二項第一号)で、「道路使用」は、一般的な通行目的以外の道路使用行為と言うことでしょうか。

坂上係員

つまり、「道路占用」については、モノを道路に設置して継続的に当該部分を使用することについて許可が必要であり、「道路使用」については、モノを設置する行為そのもの、あるいはモノの設置に限らず、一般的な通行以外の方法による使用行為について許可が必要だということね。

ことね。

大野係員

具体的にはどういう違いになるんですか？

坂上係員

今回の例に照らして考えてみると、添加看板を設置しようとする場合、道路使用許可は、看板を設置する行為、つまりその作業のために一時的に道路を使用する行為を対象としているんだけど、道路占用許可は、基本的には、その場所に看板を設置しておく期間として一カ月なら一カ月が対象になるということになるわけ。

大野係員

なるほど。

坂上係員

じゃあ、今回の相談で看板以外のケースも考えてみて。

大野係員

えーっと、宣伝カーの通行は、道路の一般使用だから、占用許可は必要なし。ただし、車両による街宣は、道路交通法第七十七条第一項第四号として公安委員会が定めているようなので使用許可は必要のようですね。

路面への書き込みについては、道路占用に当たらないけど、道路法第四三条の道路に関する禁止行為に引っかけりそうですね。道路使用との関係では、路面に書き込みをするためには路上での工事や作業が必要だから、道路交通法

七七条第一項第一号に該当するものとして道路使用許可が必要と言うことになるのかな？

坂上係員

そこは、道路交通法第七六条の禁止行為として、道路標識に類似する物件やその効用を妨げるような物件の設置等が禁止されていると言うことだと思っうけど。

大野係員

あつ、そうか。

坂上係員

他には道路法第三三条第一項と道路交通法第

七七条第二項を比べてみて。

大野係員

許可基準の規定ですね。えーっと、道路法では「政令で定める基準に該当する適合する場合に限り・・・許可を与えることができる。」、道路交通法では「申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。」となっていますね。

坂上係員

で、違いは？

大野係員

道路法は「許可を与えることができる。」けど、道路交通法は「許可をしなければならない。」というところでしょか？

坂上係員

そう、講学上の整理では、道路占用許可は、

人が生まれながらには有していない権利を設定し法律上の地位を付与する使用権の設定行為（特許）とされていて、道路使用許可は、道路上の工事・作業や露店の設置等の行為が一般的に禁止されていることを前提として、特定の場合に禁止を解除して適法に行うことが出来るようにする処分と整理されているのよ。そして、占用の許可をするかどうかは、原則として道路管理者の自由裁量に属するものとされているのよ。

大野係員

ちよつとイメージが沸かないんですが……。

坂上係員

道路占用の許可に当たって考えることは教えただよね。

大野係員

まず、占用物件該当性、次に、許可基準適合性でしたね。

坂上係員

それは許可できる最低の基準であつて、道路管理者はこれらに適合する場合でも、占用を許可しないことができるのよ。

大野係員

どういうことですか？

坂上係員

一般的には、道路管理者は客観的な事情から判断して、占用を許可することができない理由

があり、当該占用が必ずしも社会生活上必要なものとして認められない場合、不許可処分にしても違法、不当なものでないって、もの本に書いてあつたわ。例えば、占用許可に当たつての考慮要素としては、明文の許可基準以外に公共性の原則、計画性の原則、安全性の原則があるといわれているわね。道路占用相互の関係では、公共性の高いものを優先させるべきという考え方を「公共性の原則」というの。それから、将来の道路計画や都市計画、その他の道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければいけないという考え方を「計画性の原則」、道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保の面から、慎重な審査を行うべきであるという考え方を「安全性の原則」というのよ。

大野係員

なんかややこしいですね。混乱してきちゃいました。

坂上係員

（終業のチャイム♪）

今日はここまでにしましょう。続きはまた、あ・し・た。フフフ……。

大野係員

うつ、知恵熱が……。

渡邊課長

（今回は出番無しかあ……。）

（続く）